



津山市指令津環福事第30号  
平成30年7月1日

津山市長 谷口圭



## 一般廃棄物処理業 許可証

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業、浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けたものであることを証します。

1 許可番号	第 7 号
2 住所(所在地)	津山市二宮 870 番地
3 名称	株式会社 廃棄物センター
4 氏名(代表者氏名)	代表取締役 河原 淳
5 許可の有効期限	平成32年 6月30日
6 事業の範囲	収集運搬業 種類 一般廃棄物 (ごみ)
7 事業の区域	津山市全域
8 許可の条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項、浄化槽法第35条第2項に定める生活環境の保全及び公衆衛生上の必要条件は、裏面のとおり

## 法に定める生活環境の保全及び公衆衛生上の必要条件

### 1 運 搬

ごみは、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック容器包装」、「資源ごみ」に分けて収集すること。「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「プラスチック容器包装」、「資源ごみ」は津山圏域クリーンセンターに運搬すること。

し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設に運搬すること。

### 2 騒 音

早朝、夜間に収集を行う場合は、騒音に注意すること。

### 3 清 潔

車両、車庫、積替施設は、常に清潔に保つこと。

### 4 野焼き

ごみの野焼きを行わないこと。

### 5 積 替

市が認めた積替施設以外では積替を行わないこと。

また、市が認めた積替施設でも、厨芥類等悪臭の発生の恐れがある一般廃棄物の積替は行わないこと。

### 6 保 管

収集したごみ及びし尿等は直ちに運搬し、積替に伴う場合以外はごみ及びし尿等の保管は行わないこと。

### 7 過積載

車両の最大積載量を超えてごみ及びし尿等を積み込まないこと。